

経営管理態勢の強化

経営管理態勢 コーポレート・ガバナンス体制

取締役会では、経営の基本方針など、特に重要な事項について決定するほか、独立性の高い社外取締役を3名選任して、取締役の監督機能強化に努めています。また、監査役会設置会社を採用し、監査役会による監査を行う体制を整えています。さらに、取締役および監査役の候補者などに関する事項や、取締役の報酬などについて審議するにあたり、取締役会の助言機関として、コーポレートガバナンス会議を設置しています。

また、取締役会の下に常勤取締役をもって構成している経営会議では、取締役会で決定した基本方針にもとづき、業務執行に関する重要事項を決定しています。

【コーポレート・ガバナンス体制：模式図】

